

第6回たつの市農業委員会総会（5月定例会）議事録

令和6年5月27日（月）午前10時から第6回たつの市農業委員会総会（5月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員 19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第6回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、11番水田達實委員、12番田淵大勝委員にお願いします。

（「はい」の声）

次に、日程第2「議案第33号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第33号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が1件出ておりますのでご説明いたします。

願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は239㎡です。願い出人は、■■■■、■■■■、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました

20年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により、昭和59年に倉庫を建築していることで確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第33号」は原案のとおり承認すること

に決しました。

次に、日程第3「議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、3件目の議案番号9988については、私、猪澤に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されておりますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3条売買の案件が5件出ておりますが、最初に3件目の議案番号9988を除いて、ご説明いたします。

1件目の申請地は、揖保町[]外1筆の田で、面積は合計1,708 m²、譲受人は[]、譲渡人は、[]、譲渡人は、県外在住であり、今後、耕作する意向がないため、農地を手放したいと考え、地域で耕作している親族である譲受人へ農地を譲り受けてほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、大道宮農組合で働き、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、神岡町[]外3筆の田で、面積は合計4,558 m²、譲受人は[]及び[]、譲渡人は[]、譲渡人は、県外在住で高齢のため、農地の管理耕作が難しいことから、農地付き空き家の売買により、当地での

居住を望んでいた譲受人へ譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、新規営農者であることから、大住寺営農組合等の協力を得ながら、新たに耕運機や農機具等を確保し耕作する営農計画を立てております。譲り受けるすべての農地については継続して適正利用が図られ、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、揖西町[]の田で面積は 1,357 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、高齢のため耕作管理できず、不動産会社を通じて売却先を探していたところ、北側の農地を所有している譲渡人が、新たに進入路ができ利便性が高くなることもあり合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町[]の田で面積は 292 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、相続により取得したが市外在住で農業をしていないことから維持管理が困難であるため、隣接地で耕作している譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

○委員

議案番号 9987 について、新規就農は何をされるのか。

○事務局

営農計画書では、■■■■は水稻、■■■■はぶどう・柑橘類を、■■■■及び■■■■は、トマト、大根、きゅうり、いも類を作付耕作するとなっている。

○議長（猪澤敏一委員）

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 34 号」は、議案番号 9988 を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に 3 件目の議案番号 9988 についてですが、私、猪澤に関する事項を含んでおりますので、退席いたします、

この議案に関する議事進行は、八木職務代理者へお願いします。

（猪澤委員 退席）

○議長（八木正邦委員）

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは 3 件目の議案番号 9988 について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

3 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 23 m²、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は、山陽自動車道路建築の際の小規模の残地について、維持が困難であることから、隣接する農地と一体で耕作してきた譲受人へ農地を譲り受けてほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議案番号 9988 は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで議長を交代します。

（猪澤委員 入室）

次に、日程第 4「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 3 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[]の田で面積は 96 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齢で管理耕作が困難であるため、親の代から当該地を借りていた経緯もあった譲受人に贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町[]の田で、面積は 500 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、高齢で管理耕作が困難であるため、隣接農地の所有者かつ親族でもある譲受人へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、御津町[]の畑で、面積は 63 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、当該農地が、売却した祖母所有の宅

地に隣接した農地で、進入路もなく耕作が困難なことから、宅地を購入した譲受人へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、この度の農地の贈与にあたり、必要な農機具を購入し、野菜等を作付けするための営農計画を立てており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第35号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第36号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第36号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が1件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は748㎡、農地区分は住居等が連たんする区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地

(等)の集団規模 10ha 未満の 2 種農地 (2- (3)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 2 週間以内に開始し 3 日間、施設の建築期間は着工から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 36 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による利用権設定で、今回設定する筆数は 594 筆、設定面積は 899,122.20 m²です。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法の規定する各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 6 月 1 日から効力が発生します。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 37 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 38 号 地籍調査における地目変更の認定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 38 号 地籍調査における地目変更の認定について」

地籍調査事業による調査の結果、登記簿上の地目が農地であり、現況が農地ではない場合は、土地の利用状況、利用の確実性などや埋立て工事等の時期、経緯等を調査し、農業委員会に照会した上で地目認定することとなっております。

この度、議案第 38 号参考資料のとおり、令和 5 年度に龍野町堂本地区の一部で実施した地籍調査において、登記地目が田又は畑であるが、現況は宅地や雑種地などになっている土地について、照会

がありました。

登記簿上は農地ではありますが、現況は農地でなく、事務局職員による現地調査におきましても、照会のとおり農地以外で利用されていることを確認しました。

よって、農地に復元して利用する見込みはなく、地目変更に支障はないものと考えます。

なお、過去に 4 条・5 条の届出があったものにつきましては、既に確認済みであるため、この度の議案から除いております。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 38 号」は原案のとおり認定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 24 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 27 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(11 番 水田達實委員)

議事録署名委員
(12 番 田淵大勝委員)